

知恵と力を合わせて信州を元気に

MONTHLY REPORT

2017

月刊

中小企業レポート

4

No.485

長野県中小企業団体中央会

特集

伝統的工芸品魅力アップ。創造事業成果報告



2017

SPRING CAMPAIGN

スプリング キャンペーン

キャンペーン期間

平成29年4月3日(月)～6月30日(金)

期間中、新たに**給与振込**(5万円以上)を「けんしん」にご指定いただき本キャンペーンにエントリーいただいたお客さまに、



QUOカード 2,000円分を もれなくプレゼント!

2017スプリングキャンペーン
(エントリー用紙)

7月までに新たに給与振込(5万円以上)された方が対象となります。
本枠の中を記入ください。

氏名	〒	市	区	町	丁目	番	号
お名前							
ご住所							
お電話番号							

ご記入いただいた個人情報は、プレゼントのみに使用いたします。

全員プレゼント QUOカード2,000円分
さらに抽せんでプレゼント!

1A・B・C賞から、お好きなコースに1つをお選びください。

☐ A賞	ダイソンV6クリーナー	5名様
☐ B賞	匠ボールペン・シャープペンシル2本セット	10名様
☐ C賞	ラ・カスタ ホワイトローズ ヘアケアセット	10名様

A・B・C賞に2回以上当選された方から、さらに抽せんを行います。

ダブルチャンス賞 カタログギフト 50名様

抽せん当選は商品のお届けを持って完了させていただきます。
QUOカードおよび賞品は9月上旬にお届けいたします。
抽せん結果、当選のお知らせは別途ご連絡いたします。

エントリー締切日 平成29年6月30日(金) 抽せん日 平成29年6月30日(金)

抽選の場合は必ずこの日に抽せん結果を掲載してください。

／ さらに、抽せんでプレゼント! ／

A賞

5
名様

ダイソン
V6クリーナー

※形状等が変更となる
場合があります。



B賞

10
名様

匠ボールペン・
シャープペンシル
2本セット

※木質は1本ずつ異なります。
色等はお任せください。
※写真はイメージです。

made in
NAGANO

C賞

10
名様

ラ・カスタ
ホワイトローズ
ヘアケアセット

made in
NAGANO

ダブルチャンス賞

A・B・C賞に漏れた方で、
再度抽せんを行います。

カタログギフト

50
名様

※写真はイメージです。
仕様変更となる場合があります。



●エントリー用紙は、けんしん窓口にごさいますのでお気軽にお申し付けください。エントリー用紙ご記入後は、けんしん窓口または担当者にお渡しください。●キャンペーンは、エントリー用紙により、6月30日(金)までにエントリーしていただき、7月末までに給与振込(5万円以上)があった方が対象となります。●対象者は個人限定で、お1人さま1回限りのエントリーとさせていただきます。●QUOカードおよび賞品は9月上旬のお届けとなります。当せん者の発表は商品のお届けをもって代えさせていただきます。●抽せん日は8月下旬を予定しておりますが、抽せん日において口座を解約された場合はプレゼントの対象外とさせていただきます。

※詳しくは窓口または担当者までお問い合わせください。



THE NAGANO-KEN SHINKUMI BANK

長野県信用組合 けんしん

知恵と力を合わせて信州を元気に

月
刊

中小企業レポート

2017

4

No.485

-
- 2 **特集**
平成28年度
伝統的工芸品魅力アップ・創造事業
-
- 13 **中央会インフォメーション**
-
- 16 **全中インフォメーション**
-
- 17 **信州の100年企業**
有限会社酢屋亀本店（長野市）
-
- 18 **好機逸すべからず**
株式会社ジェー・ピー・イー（上田市）
株式会社小松精機工作所（諏訪市）
-



香ばしいみそと、たまりしょうゆの焼きおにぎりに季節のお惣菜を組み合わせた大人気の「焼きむすび籠」。すや亀自慢の味噌を使用したみそ汁は毎月変わる3種類の具からお好みのみそ汁を選ぶことができ、おかわり自由です。

特集

平成28年度 伝統的工芸品魅力アップ・創造事業

～ 県内伝統的工芸品の魅力向上と産地の活性化を図る ～

本会は、長野県と「平成28年度 伝統的工芸品魅力アップ・創造事業」の委託契約を締結、県内の伝統的工芸品の魅力向上と産地活性化を図るため、平成28年4月から平成29年3月まで様々な事業に取り組んできました。伝統的工芸品の産地が、販売の伸び悩み、後継者不足などの諸問題を抱えている中、その解決の一助となるように、1年間取り組んできた支援事業についてまとめました。

新事業展開 産地活性化プロジェクト・イノベータ交流会

対 象 : 木曽漆器 南木曽ろくろ細工 信州紬

■木曽漆器 活性化への取り組み

木曽漆器のデザイン力・ブランド力向上を図るため、木曽漆器工業協同組合青年部、筑波大学、長野県、塩尻市と当会が連携、①プロジェクト推進体制の構築、②空き家の活用、改修による活動拠点の整備、③若手作家の招聘による創作活動と移住交流促進、④筑波大学学生との協働による新たな木曽漆器ブランドの構築、⑤「器の蔵」器と食のコラボによる情報発信、等に取り組んだ。今回の研究は、木曽漆器青年部が昨年度作成したビジョン「檜川・工芸の人々が集う街～作り手が住みたくなる街を目指して～」の実現を目的としている。



ブランド化に向けたワークショップ

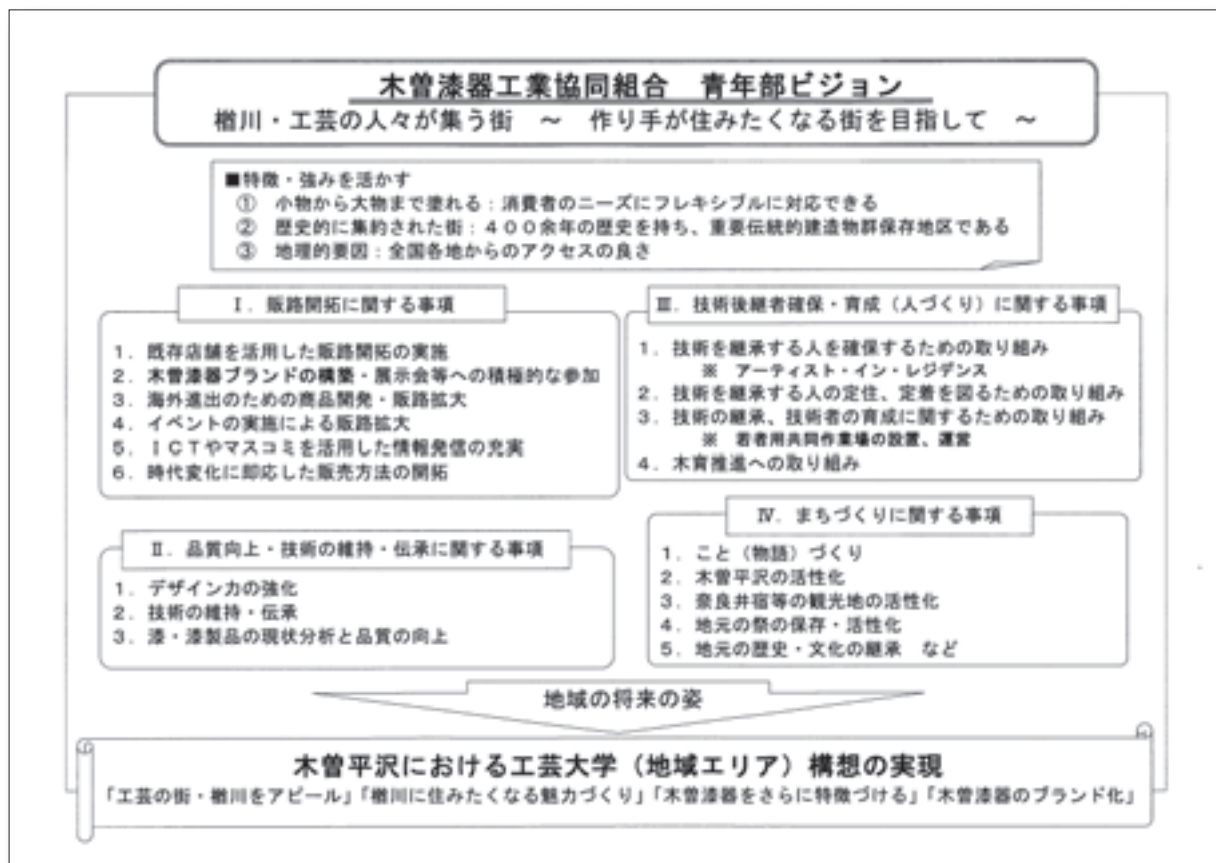


製作された「かしだしっき」とロゴマーク

※1 アーティスト・イン・レジデンス活動とは

各種の芸術制作を行う人物を一定期間ある土地に招聘し、その土地に滞在しながらの作品制作を行わせる事業のこと。

成果の一つとして、木曽平沢地区の空き家活用・改修と若手作家の招聘によるアーティスト・イン・レジデンス活動(※1)がある。木曽平沢の街中にある二四重商店1階部分を、歴史ある建築物を活かしつつ、木曽漆器青年部の活動拠点とするための整備が行われた。



また、筑波大学芸術系の宮原准教授と当大学の学生が木曽漆器青年部のメンバーと共同し、新たなブランド構築のためのデザイン開発及び器の蔵事業に取り組み、「かしだしっき」（5～10人程で使用する拭き漆による貸し出し用の漆器）等の製作も行われた。

■南木曽ろくろ細工 活性化への取り組み

「南木曽ろくろ細工」の名称を広く告知するための製品・技術のブランド化を進め、ブランド理念に沿った製品開発と販売促進活動によるブランド力向上を目的として南木曽ろくろ工芸協同組合を対象として事業に取り組んだ。

(有)アクシスの羽田プランナーを専門家として迎え、全体研修会を5回開催、全組合員を対象として個別企業指導を5日間実施した。

全体研修会では、ブランド化に必要な考え方を学ぶためマーケティングミックスの勉強会を開催。個別企業指導では、消費者ニーズと現代の生活習



個別企業指導を行う羽田氏

慣に合わせて「既存製品のサイズ変更」「価格改定」「南木曽ろくろブランドを意識した既存のパッケージのデザイン変更」「製品保証を設け保証の開始」「店内ディスプレイの見直し」等、個々の企業の現状にあった改善が行われた。

今年度の成果を踏まえ、次年度には南木曽町の協力を得て、統一ロゴ・マークの制定と、ロゴやマークの使用できる製品基準の具現化を組合として検討していく予定である。

■イノベータ交流会 信州紬

新たな商品・用途の開発や他分野との連携、伝統的工芸品のイノベーションを目指す事業者による「交流」「連携」「相互の意識高揚」を図り新たな挑戦を行うために交流会が開催された。

対象としたのは、信州紬を取り扱う製糸、生地、染色、縫製、卸売、小売に係わる事業者。絹（シルク）の普及・販路拡大を図るため、年間3回の交流会を開催。(有)1 on Gの中川みどりさんを専門家として迎え、シルクを使った



rooms会場で新商品の説明を行う中川氏

新たな商品開発に取り組んだ。

「信州紬」×「線画家 田村覚志」によるネコの線描画をプリントしたスカーフ、クッションカバー、帯を、また、「信州紬」×「徳島県 藍染」によるコートを、それぞれ新商品として製作し、発表の場として2月のrooms34に出展した。

今回のメンバーは、組織化されたナガノハンドシルク協同組合の組合員である。養蚕、製糸、織り、染めというように、原料からアイテムになるまで一貫して作れるのが強みであり、新たな事業展開が期待される。

後継者育成・確保

技術伝承講習会・移住交流に向けたセミナー・インターンシップなど

■伝統工芸技術伝承講習会

各産地において、伝統工芸士、卓越技能者などの熟練技術者等を講師に、伝統技術・技能の継承や担い手の確保を図るために講習会が開催された。対象としたのは経済産業大臣指定7品目のうち「内山紙」と「信州打刃物」、長野県知事指定18品目のうち「曲物」「長野県農民美術」「信州竹細工（須賀川・中社）」「信州手描友禅」「栄村つぐら」。年間開催数は86回。参加者は、118名となった。



信州竹細工の技術伝承講習会の様子

■移住交流に向けた伝統的工芸品 魅力発信セミナー

長野県の伝統的工芸品産業の後継者確保を図るため、首都圏の学生、移住希望者を対象に、製品・伝統技術のPR、産地職人との交流などを行うセミナーを銀座NAGANOにおいて開催した。

第1回は、昨年6月にセミナーと個別相談会を開催。塩尻市職員による木曽平沢地区の状況説明の後、木曽漆器の職人として木曽漆器工業協同組合の宮原理事長と小林専務理事が伝統産業の木曽漆器について解説、移住体験者として3名が移住の実体験を話した。個別相談は、3件だった。

第2回は、昨年9月にセミナーと個別相談会を開催。飯山仏壇事業協同組合の上海理事長が飯山仏壇の概要と新たな取り組みについて説明を行った。個別相談は、1名だった。

■伝統的工芸品産業インターンシップ

伝統的工芸品産業に携わることを希望する学生等を対象に、希望者の事情に合わせながら産地事業者においてインターンシップによる現場体験研修を実施した。実施者は、1名。

産地は、信州からまつ家具。事業者は、皆木工作舎(松本市)。当制度を活用したのは、長野県上松技術専門校木材造形科の生徒で、5日間の体験研修を行った。

■新規就業者の定着促進支援

伝統的工芸品の製造に携わる新規就業者を対象として、その育成に係る費用が助成された。

利用した事業者は、次の2社。

◎信州紬 長野県織物工業組合

織処丸重 就業者1名

◎木曽漆器 木曽漆器工業(協)

(有)丸嘉小坂漆器店 就業者1名

産地技術の伝承支援

■内山紙(内山紙協同組合)

- ・回数 9回
- ・内容 手漉き内山障子紙の伝統技術の伝承
- ・参加者 3名

■信州打刃物(信州打刃物工業協同組合)

- ・回数 12回
- ・内容 信州鎌製作技術の伝承
- ・参加者 7名

■曲物(奈良井曲物組合等)

- ・回数 5回
- ・内容 広葉樹材曲物技術講習
ひのき曲物技術講習
- ・参加者 25名

■長野県農民美術連合会

- ・回数 初級12回 上級20回
- ・内容 農民美術木端人形の製作講習会
- ・参加者 初級24名 上級21名

■信州竹細工(須賀川竹細工振興会)

- ・回数 12回
- ・内容 須賀川竹細工技術の伝承
- ・参加者 10名

■信州竹細工(中社竹細工生産組合)

- ・回数 5回
- ・内容 戸隠そばざる製作技術の伝承
- ・参加者 9名

■信州手描友禅(長野県手描友禅染匠組合)

- ・回数 2回
- ・内容 小紋型染め技術の伝承
- ・参加者 11名

■栄村つぐら(栄村つぐら振興会)

- ・回数 9回
- ・内容 猫つぐら製作技術の伝承
- ・参加者 8名

商品開発・販路開拓

銀座NAGANO・アリオ上田・ギフトショー・rooms・伝統工芸品展など

■銀座NAGANO展示会

信州をつなぐ長野県の首都圏 情報発信拠点「銀座NAGANO (東京銀座)」において、首都圏の消費者に向けて伝統的工芸品の情報発信・PRを行うため、展示販売・実演・体験等のイベントを3回実施した。

◆第1回 展示会

昨年の6月17日(金)・18日(土)に開催。メインテーマは、「木曽漆器と暮らす～体験・移住交流～」。

セミナーが開催され、木曽漆器の職人と移住体験者から木曽漆器のふるさと塩尻市木曽平沢と木曽漆器の魅力が語られた。

木曽漆器の製作実演や木曽漆器の研ぎ出し体験を通して、手仕事が生み出す木曽漆器の奥深さと魅力を伝えることができた。

木曽漆器の体験人数は、18名だった。



木曽漆器の体験ワークショップの様子

◆第2回 展示会

昨年の9月8日(木)・9日(金)に開催。メインテーマは、「信州の伝統的工芸品と産地の魅力再発見」。

セミナーを開催、「信州の伝統的工芸品の紹介とその工芸環境」「飯山仏壇の概要と新たな取り組み」について説明を行った。

飯山仏壇、内山紙、あけび蔓細工、信州竹細工等、主として北信州の伝統的工芸品を展示販売した。飯山仏壇の「彫刻」「蒔絵」の実演、「金具」「蒔絵」の体験ワークショップも行った。

飯山仏壇の体験人数は、24名だった。





飯山仏壇「金具」の体験ワークショップの様子

◆第3回 展示会

今年の2月24日(金)・25日(土)に開催。メインテーマは「信州の伝統的工芸品をつなぐ」。セミナーを開催、内山紙、信州打刃物、長野県農民美術、曲物、信州竹細工、栄村つぐら等を対象に行ってきた技術伝承事業の経過を報告、パネルを展示した。また、信州からまつ家具、松代焼、長野県農民美術の現状と取り組みについて各産地の職人が説明した。

「信州からまつ家具ミニ黒板づくり体験」「松代焼の作陶体験」「木彫こっぱ人形・ワインの栓づくり体験」のワークショップも行った。

体験人数は、29名だった。

■アリオ上田展示会

県内の伝統的工芸品の展示・実演・販売等によって、地域の消費者、事業者にもPRを行うため、昨年(2015年)の11月11日(金)から16日(水)までの6日間開催した。メインテーマは「信州の伝統的工芸品ウィーク in アリオ上田」。

12日(土)には記念イベントとして、大正時代から昭和初期にかけて全国的に広まり、木切れに命を吹き込む農民美術の魅力について語るためのトークショー「こっぱ人形ってナンダ？」が開催され、また、信州紬ファッション・ショーも行われた。

～ 信州の伝統的工芸品ウィーク in アリオ上田 ～

《 記念イベント 》『信州紬ファッション・ショー』開催



昨年(2015年)の11月12日(土)、アリオ上田(上田市)の太陽のコートにおいて「信州紬ファッション・ショー」が開催された。当日は、小岩井良馬さん(小岩井紬工房)が主催者挨拶と信州紬の紹介を行い、続いて10人のモデルが、「上田紬」「伊那紬」「松本紬」を装いステージを彩った。また、特別ゲストとして阿部守一長野県知事も信州紬の着物姿で登場、挨拶を述べた。アルクマも着物姿を披露して会場を盛り上げた。ファッション・ショー終了後に写真撮影会が行われた。参加者数は、約250名だった。

「南木曾ろくろ細工」「信州竹細工(須賀川)」「お六櫛」の実演のほか、13日の日曜日には「竹のおもちゃづくり」「紙漉によるはがきづくり」「機織りによるコースターづくり」等の小学生の無料体験が、平日には「内山紙」「木曾漆器」「長野県農民美術」「松代焼」「飯山仏壇(金具・彫刻・蒔絵)」「信州手描友禅」の大人向け体験が実施された。

小学生の無料体験人数は169名、大人向け体験人数は92名だった。



内山紙の大人向け体験ワークショップの様子

■東京インターナショナルギフトショー※² 出展

パーソナルギフト・生活雑貨の国際見本市であるギフトショー(開催:東京都江東区「東京ビッグサイト」)に、バイヤーに関心の高い伝統的工芸品の商品を中心に出品した。

2月8日(水)から10日(金)までの3日間開催された。展示ブース名は「長野モノ、信州モノ」。信州竹細工(中社竹細工生産組合)、栄村つぐら(栄村つぐら振興会)、あけび蔓細工(長野県あけび工芸組合)の3団体の商品が展示された。

来場者数は、約20万人。



※2 東京インターナショナルギフトショーとは

日本最大のパーソナルギフトと生活雑貨の国際見本市。出展企業は、約2500社で、いずれも消費財関連業界の国内のメーカー・輸入商社・欧米メーカー。生活者のライフスタイルに対応する新製品を主体に豊富な、多彩な、ユニークな展示が特徴。市場と流通をリードする最も実質的な業者専門見本市といわれている。

■rooms※³ 出展

バイヤー等との交渉を行うため、伝統的工芸品イノベータ交流会による新商品を展示した。

2月15日(水)から17日(金)までの3日間開催された。場所は、東京都渋谷区「国立代々木競技場体育館」。

来場者数は、約1万9千人だった。

※3 roomsとは

ファッションとデザインを軸に、合同展示会を中心とした複合的なビジネスを展開。2000年に誕生した合同展示会は、独自の世界観を持つクリエイターを集積した発信の場所として、バイヤーやジャーナリストに逢いやビジネスの場を創出してきている。現在では展示会の枠を超え、イベントプロデュース、小売、地域産業の活性化など活動領域が広がっている。



■第32回長野県伝統工芸品展

1月25日(水)から31日(火)までの1週間、松本市の井上百貨店で開催された。長野県伝統工芸品産業振興協議会と共催。メインテーマは「未来へつなぐ職人の技」。

28日の土曜日には、特別企画「若手職人によるトークショー」が行われた。

開催期間を通して長野県内の伝統工芸品の伝統技術の実演、製作体験、展示販売が行われたほか、子供たちに気軽に匠の技に触れてもらうため、平日には地元小学生を対象とした「内山紙の紙漉」「飯山仏壇の金箔押し」の体験教室が実施された。3つの小学校で283名の参加があった。その他のワークショップの体験者数は、237名だった。

■その他の展示商談会

◆地消地産に向けた展示・商談会

昨年6月1日(水)長野市「ホテル国際21」において、旅館・ホテルなど県内観光事業者を対象として、家具・装飾・食器などへの利用、土産物販売、製作体験などを促進するために県内の伝統的工芸品の展示を行った。

◆第67回全国植樹祭式典会場内

「おもてなし広場」出展

長野県の魅力を発信するため、植樹祭(昨年6月5日(日)開催)の式典会場に隣接して設置された「おもてなし広場」において、県内の伝統的工芸品のPR・取り組みなどを紹介した。

◆G7長野県・軽井沢交通大臣会合での展示

開催地を始めとした我が国の魅力を発信し、インバウンド観光を推進する等のため、昨年9月23日(金)から25日(日)までG7各国及びEUからの参加者に対する展示会が開催され、県内の伝統的工芸品の展示を行った。

■まとめ

長野県内の伝統的工芸品の産地が抱えている悩みは様々であるが、生き残るために必要な「販路拡大」、後継者への「技能伝承」は共通の課題と言える。簡単には解決しない課題であるため、本会としては継続的な支援を行っていく必要がある。

信州交流の駅ネットワークの紹介

本会は、一般財団法人国土計画協会の支援金を活用し、地域内外の人が双方向の交わり“しあわせ”になる拠点、地域に普段からあるモノを活かした「人・モノ・情報」の拠り所となる、“交流の駅”を県下14事業者協力のもと、14箇所の交流の駅を構築しました。各拠点での体験、ふれあい、体感等を通じ各拠点の魅力を伝えるとともに、ネットワーク化することで、信州の魅力を県外に発信するとともに、地域へ地元

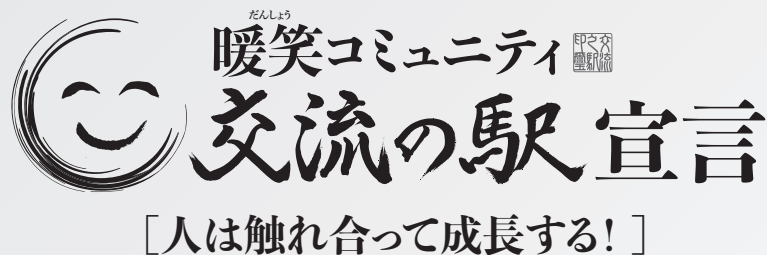


の魅力を発信していきます。交流の駅で、新たな信州の魅力、地域の魅力を再発見してください。

3月29日、県庁会見場にて14拠点中8拠点の事業者が出席し、「交流の駅」、「交流の駅ネットワーク」の共同宣言を行いました。宣言の中で、各拠点が交流の駅として行動憲章にもとづき、地域の人々と来訪者が共に語らい、共感し、相互に楽しむ場所となるように努力し、共に成長し、さらには交流の駅ネットワークによりそれぞれの地域のすばらしさを発信していくことを宣言しました。

※交流の駅とは

暖笑コミュニティ“交流の駅”は、ほっこりと暖かい温もりと笑い声がこだまする、交流施設です。何気ない日常の生活や地域での暮らし、農業や特産品、郷土食、様々な体験を通じ、地域の人と訪れたお客様が共に語らい、共に技に共感する場所が“交流の駅”です。交流の駅宣言を共有し、行動憲章に則った運営を目指していきます。ありのままの暮らしの中に、飾らない人間味溢れる接し方をします。お客様が帰る際には、「ありがとう」と言ってくださる交流施設を創りだしていきます。



交流効果で日本全体の活性化を！季節の変化を語り合い、昔ながらの手仕事や文化や生活を楽しんでいる場に、お客様が加わり、共に語らい技に共感し、相互に楽しむ経験が生まれる場所、それが【暖笑コミュニティ“交流の駅”】です。次世代に引き継ぐ、誇れる地域を創ります。

“交流の駅”は 人々が集まる場：交流を通じて地域情報を交換し、心と品物、経験を手渡す場です。
“交流の駅”は 積極性が弾む場：気軽な声掛けが交流の始まり。気持ちの大切さを実感する場です。
“交流の駅”は 活力を創り出す場：誰でも、どんな話でも。そして意気投合し、動き出す場です。

“交流の駅” 行動憲章

1. 地域の老若男女が集まり、昔話やこれからの生き方・あり方を伝えあいます。
2. お客様を大きく手を広げて迎え入れ、自発的に、積極的に声掛けを行います。
3. ありのままの暮らしの姿を提供し、飾らない人間味あふれる接し方をします。
4. お客様のあらゆるご要望に、笑顔で、持てる能力で、万全を期して応えます。
5. お客様が帰る際には、笑顔で『ありがとう！』と、云われる場所を創ります。
6. “交流の駅” ネットワークを広げて、元気な人やコミュニティを増やします。



だんしょう
暖笑コミュニティ
交流の駅

Warm and happy place "Koryu-no-Eki" the place to discover Japanese traditional culture and community

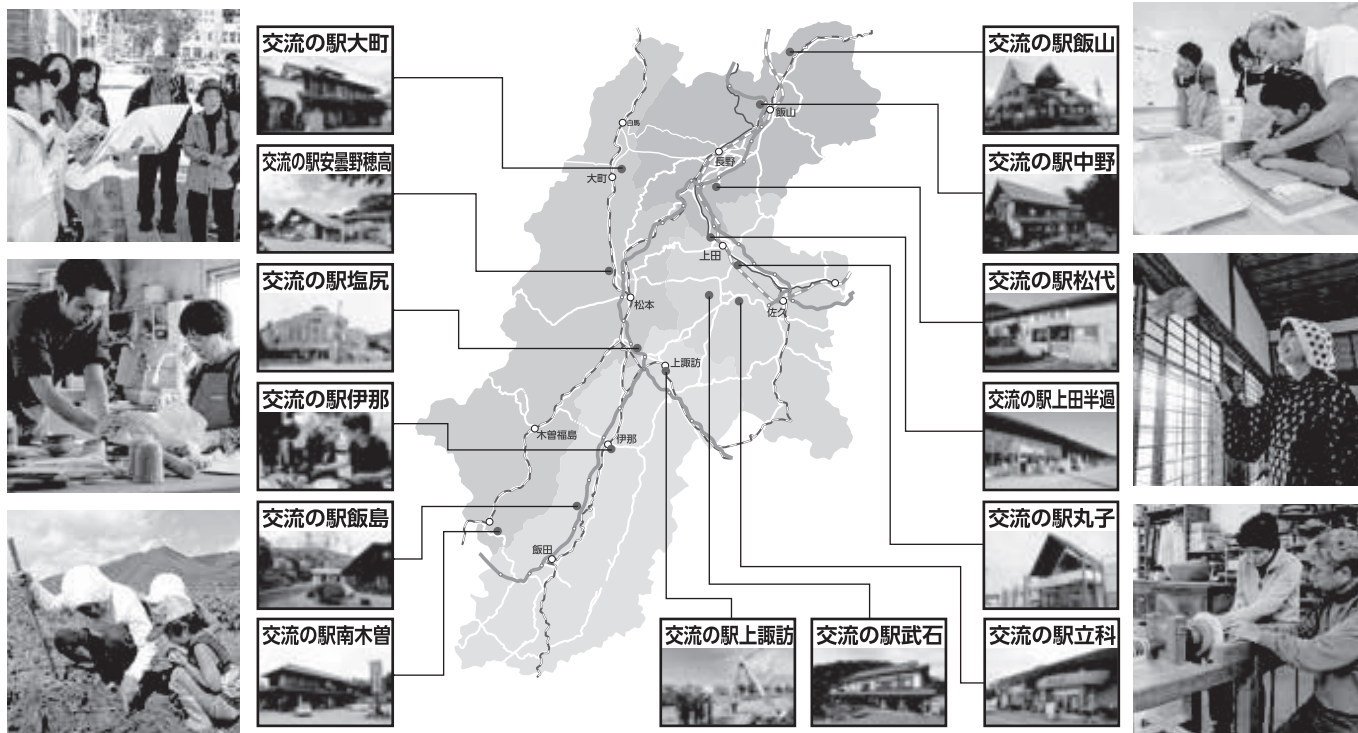
素敵な人と
触れ合う

地域の方との交流
交流の駅には、地域の老若男女が集まり、皆様の笑顔でお迎えします。素敵な笑顔を見ついに立ち寄りませんか。

懐かしさと
出会う

地域の魅力を体験
地域の暮らしや生活、仕事を体験できます。そば打ちや昔の暮らし、地域の穴場スポットなどで、楽しい体験を。

地域の方と共に輝く場
交流の駅は、関わっている皆さんが素敵な笑顔になれる「暖笑コミュニティ」です。共に語らい、共に感じ、楽しい経験が生まれます。



● 交流の駅参画事業者 ●

	交 流 の 駅	参画事業者名	住 所
1	武 石	株式会社信州せいしゅん村	長野県上田市下武石1026-2
2	丸 子	社会福祉法人まるこ福祉会	長野県上田市長瀬2885-3
3	上 田 半 過	上田 道と川の駅 おとぎの里	長野県上田市小泉字塩田川原2575-2
4	立 科	農事組合法人蓼科農ん喜村	長野県北佐久郡立科町大字茂田井2480
5	上 諏 訪	諏訪湖温泉旅館協同組合	長野県諏訪市上川1丁目1662番地
6	伊 那	一般社団法人伊那市観光協会	長野県伊那市下新田3050番地
7	飯 島	合同会社南信州米俵保存会	長野県上伊那郡飯島町七久保1406-21
		有限会社アグリネチャーいいじま	長野県上伊那郡飯島町3907-1636
8	塩 尻	道の駅小坂田公園 (株)薬師平リゾート	長野県塩尻市大字塩尻町1090番地
9	安曇野穂高	企業組合Vif穂高	長野県安曇野市穂高有明7751-1
10	大 町	塩の道ちょうじや (一般社団法人縁家)	長野県大町市大町2575番地
11	南 木 曾	有限会社ヤマイチ小椋クロコ工芸所	長野県木曾郡南木曾町吾妻4689-239
12	松 代	松代陶苑 (有限会社松代)	長野県長野市松代町清野2120
13	中 野	なんだ屋有限責任事業組合	長野県中野市大字豊津2508番地
14	飯 山	有限会社美雪食堂	長野県飯山市大字常郷2221

各拠点の情報及び交流内容等詳細については、ホームページをご覧ください。

URL : <http://www.alps.or.jp/koryu-no-eki/index.html>



信州交流の駅ネットワーク

“交流の駅”事務局 TEL.026-228-1171

長野市大字中御所字岡田131-10 長野県中小企業団体中央会

ものづくり補助金161件が採択されました！

平成28年度補正 革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金は、昨年11月14日（月）から公募を開始。本年1月17日（火）まで申請を受付。長野県地域事務局では400件を超える申請を受付させていただきました。書面審査及び全国審査会等の審査の結果、3月17日（金）に採択結果が公表され161件が採択されました。採択率は約39.5%となります。

詳しい採択の内訳は、以下の通りとなります。

（単位：円）

地域	採択数 合計	ものづくり					革新的サービス				
		第四次 産業革 命型	一般型	小規模型		小計	第四次 産業革 命型	一般型	小規模型		小計
				設備 投資	試作				設備 投資	試作	
北 信	3	0	2	0	1	3	0	0	0	0	0
長 野	37	3	22	1	1	27	1	5	4	0	10
大 北	2	1	1	0	0	2	0	0	0	0	0
上 小	19	2	13	2	0	17	0	2	0	0	2
佐 久	22	1	13	2	0	16	0	3	3	0	6
松 本	21	4	8	4	1	17	0	3	1	0	4
諏 訪	25	6	14	1	2	23	0	2	0	0	2
木 曽	1	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0
上伊那	13	1	7	2	2	12	0	1	0	0	1
飯 伊	18	6	5	1	1	13	0	3	2	0	5
総合計	161	24	85	14	8	131	1	19	10	0	30

ものづくり補助金 補助金額等集計表

（単位：円）

年度	件数	補助事業に要した経費（税抜）	補助金額
24	339	5,039,560,057	2,839,362,262
25	381	7,578,264,591	3,650,396,515
26	340	5,775,259,068	2,945,881,477
27	194	4,563,688,936	2,500,659,228
合計	1,254	22,956,772,652	11,936,299,482

ものづくり補助金は、経済対策の一環として平成24年度補正予算として計上されてから今回の平成28年度補正予算で5回目となります。前回平成27年度補正予算までに、延べ1,254件が事業を完了。補助事業に要した経費では約229億円。補助金額総計は約119億円となります。地域経済にとっては大変重要な補助金となっており、今後の継続が望まれます。

問い合わせはこちら

長野県地域事務局 長野県中小企業団体中央会

長野市大字中御所字岡田131-10 TEL：026-228-1206

通常総会前後の諸手続きについて

3月末に決算を迎え、決算関係書類の作成、通常総会の準備等の事務手続きを行う組合が多くあると思います。一般的な通常総会開催までの流れ、総会終了後の手続き等について簡単にまとめました。

今一度ご確認くださいませようお願いいたします。

なお、詳しくは本会ホームページをご覧ください、本会指導員へご相談ください。

① 決算関係書類及び事業報告書の作成

- ・担当理事・事務局が決算関係書類及び事業報告書の作成を行う。

【決算関係書類】 財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案又は損失処理案

② 監事による監査の実施

- ・「決算関係書類」「事業報告書」について監事の監査を受けなければならない。
- ・監事は、受領した決算関係書類及び事業報告書について、監査方法・内容・意見等を記した監査報告を作成し、理事に対し、決算関係書類及び事業報告書の全部を受領した日から4週間を経過した日、若しくは理事との合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告の内容を通知しなければならない。

※監事の監査権限を会計に関するものに限定した組合の監事は、「事業報告書」の監査権限がないことを明らかにした監査報告書を作成しなければならない。

③ 理事会招集通知の発出

- ・理事長は、理事会の会日の1週間前までに、各理事に対し、理事会招集通知を発出しなければならない。

※監事に業務監査権限を付与している組合は、各監事に対しても発出しなければならない。

④ 理事会の開催

- ・理事会では、通常総会の開催及び議案等の決議をするとともに、監事の監査を受けた決算関係書類、事業報告書の承認を行う。

⑤ 決算関係書類及び事業報告書の備え置き

- ・組合は、通常総会の日の2週間前までに、決算関係書類及び事業報告書を主たる事務所に、それらの写しを従たる事務所に備え置き、組合員の閲覧に供する。

⑥ 総会招集通知の発出 決算関係書類、事業報告書、監査報告の提供

- ・理事長は、通常総会の会日の10日前までに組合員に到達するよう、通常総会招集通知を発出す

る。総会招集通知には、議案の他、会議の日時、場所等会議の目的たる事項を示すとともに、理事会の承認を受けた、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を添付し、組合員に提供しなければならない。

⑦ 通常総会の開催

- ・決算関係書類及び事業報告書承認の件、事業計画、収支予算並びに経費の賦課及び徴収方法決定の件、借入金残高の最高限度決定の件、手数料の最高限度決定の件、役員報酬決定の件（支給するか否か、すればその額）、役員改選の件（役員改選がある場合）、定款一部変更の件（定款変更する場合）

⑧ 理事会の開催

- ・役員改選があった場合、役員改選に伴う役付理事【代表理事（理事長）、副理事長、専務理事等】の選任が必要な場合開催します。

⑨ 通常総会議事録及び所管行政庁への届出書類等の作成

- ・通常総会終了後、速やかに通常総会議事録等の作成を行います。

※役員改選がある場合は、理事会議事録及び役員変更届出書等の作成

※定款変更がある場合は、定款変更認可申請書の作成

⑩ 所管行政庁への届出

通常総会終了後、2週間以内に所管行政庁へ提出する必要があります。

⇒決算関係書類提出書

⇒役員変更届書

⇒定款変更認可申請書

⑪ 変更登記

- ・役員の改選期には、同じ人物が留任した場合であっても代表理事の変更登記を、所轄法務局にて2週間以内に行う必要があります。
- ・登記事項（事務所の所在地、地区、事業等）に関する定款変更を行った場合には、定款変更認可後2週間以内に変更登記を行う必要があります。

平成29年4月から長野県の現地機関が変わりました

■地方事務所は、地域振興局になりました。

地域で生じている課題や県民のニーズを的確に把握し、スピード感をもって主体的・積極的に課題解決に当たる組織として、「地域振興局（10局）」を設置し、地域振興局長のリーダーシップのもと地域課題に取り組まれます。地方事務所の業務は、税務・建築関連業務を除き、地方振興局が引き継ぎます。

※なお、協同組合等の窓口「商工観光課」は変わりません。

■変更点

・地方事務所 → 地域振興局

佐久地域振興局、上田地域振興局、諏訪地域振興局、
上伊那地域振興局、南信州地域振興局、木曽地域振興局、
松本地域振興局、北アルプス地域振興局、長野地域振興局、
北信地域振興局

地域政策課 → 総務管理課（パスポート、防災、NPO法人関連業務など）
→ 企画振興課（地域課題窓口、地域発元気づくり支援金など）

税 務 課 → （県税事務所へ）地方事務所税務課は、県税事務所になりました。

建 築 課 → （建設事務所へ）地方事務所建築課は、建設事務所建築課になりました。

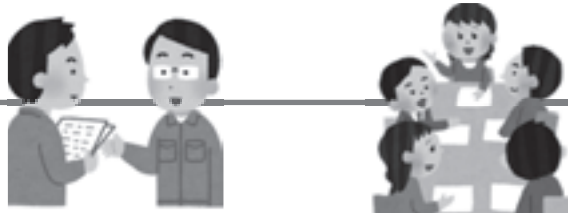
■地域振興局の役割

地域の皆様の想いをトータルで受け止め、県の現地機関が連携して課題解決に当たります。

地域における「共感と対話」

局長や職員が、これまで以上に地域の皆様のアイデアや想いをお聞きする場を設けます。

- ・地域振興局長と地域の皆様との懇談
- ・出前講座 など



～地域の課題は、地域で解決～

地域振興局長が地域の現地機関のリーダーとして「取りまとめ役」となり、関係者が連携して、より活力ある地域づくりに向けて努力します。

協力 連携



地域振興推進費

地域課題の解決や地域振興のための事業を企画・実施します。

【地域振興局長】
【保健福祉事務所長】
【建設事務所長】・・・

※市町村や地域づくりを実践する皆様の活動に対しては、引き続き「地域発 元気づくり支援金」により支援します。

平成29年度 支部総会日程

支部名	日 程	場 所
佐 久 支 部	5月 8日 (月)	佐久市「佐久グランドホテル」
長 野 支 部	5月10日 (水)	長野市「メルパルク長野」
松 本 支 部	5月10日 (水)	松本市「モンターニュ松本」
上 伊 那 支 部	5月10日 (水)	伊那市「割烹 海老屋」
上 小 支 部	5月11日 (木)	上田市「ホテル祥園」
大 北 支 部	5月12日 (金)	大町市「中心市街地多目的ホール」
北 信 支 部	5月16日 (火)	飯山市「ホテルほていや」
木 曽 支 部	5月17日 (水)	木曽町「いわや」
諏 訪 支 部	5月22日 (月)	諏訪市「RAKO華乃井ホテル」
下 伊 那 支 部	6月 8日 (木)	飯田市「シルクホテル」

詳細につきましては後日ご案内いたします。

[illegible]

人事異動のお知らせ

本会では、平成29年4月1日付で人事異動を行いましたのでお知らせいたします。

名 前	新	旧
西條 経治	ものづくり事業推進部サポーター	参事
鈴木 幸一	参事・特別室・室長	連携開発部・部長
緩詰 哲男	連携開発部・部長	連携開発部指導監兼開発課・課長
松田 基弥	連携開発部開発課・課長補佐	東信事務所・主査
河西 崇吉	南信事務所・副所長	南信事務所・主査
井浦 奈津江	総務部総務課・主幹	総務部総務課・主査
細田 拓也	連携支援部支援課・主査	連携支援部支援課・主任
重野 崇	連携開発部開発課・主査	連携開発部開発課・主任
新開 裕紀	連携開発部開発課・主査	連携開発部開発課・主任
楯 直之	南信事務所・主査	連携支援部支援課・主任
土屋 明	東信事務所・主任	連携開発部開発課・主任
荒川 歩美	連携支援部支援課・主事	連携開発部開発課・主事
戸谷 隆広	連携開発部開発課・主事	連携支援部支援課・主事
山田 貞吉	連携支援部支援課・コーディネーター	新規採用
岸田 慎吾	退職（平成29年3月31日付）	南信事務所・主事

●都道府県中央会事務局代表者会議を開催

2月23日、全国中央会において都道府県中央会の事務局代表者が集まり、都道府県中央会事務局代表者会議が開催されました。

冒頭、中小企業庁飯田経営支援課長より「中小企業の経営支援関係予算等について」ご講話いただきました。

講話終了後、平成29年度中小企業団体中央会の活動方針、全国中央会の事業計画大綱（案）等に係る検討や、第69回中小企業団体全国大会（長野県：10月26日開催）に関する参加勧奨等が行われました。

●大村会長、「働き方改革実現会議」（議長：安倍総理）にて意見陳述

大村会長は、総理大臣官邸において開催された「働き方改革実現会議」（第8回：2月22日）、（第9回：3月17日）に出席しました。

第8回の会議において、大村会長は、人手不足が深刻化する中、中小企業では急な短納期発注対応を余儀なくされること等から、労働規制の制度設計や支援措置の検討において配慮を求めるとともに、長時間労働の是正や同一労働同一賃金の制度の施行にあたっては、周知や準備のための期間や、生産性の向上、取引の適正化、労務管理負担の軽減などをパッケージにした中小企業支援策を講じるよう要望しました。



第8回風景

第9回の会議では、人手不足が深刻化する中、取引先等の協力なしでは長時間労働の是正は



第9回風景

実現できないことから、政府等のリーダーシップを強く求めるとともに、現行において残業規制の適用除外となっている業種への配慮、新たな制度の施行までの周知と準備のための十分な猶予期間、災害等の場合の現行制度の柔軟な運用、新たに策定された「人材不足対応ガイドライン」の周知等を要望しました。

●高橋専務理事、中小企業政策審議会中小企業経営支援分科会にて意見陳述

高橋専務理事は、3月14日、経済産業省で開催された「中小企業政策審議会第14回経営支援分科会」に小正副会長の代理で出席し、①よろず支援拠点の次年度以降の進め方、②個別経営課題について支援機関に期待する役割等について意見を述べました。

席上、高橋専務理事は、創業支援の視点からみた支援機関に期待する役割として、「中央会が『企業組合』の設立支援を通じて、地域に根ざした創業、特に6次産業化をきめ細かく支援している。よろず支援拠点は基本的に県庁所在地にあり、地域の広いところではなかなか相談にも行くことはできないため、商工会・商工会議所等既存の支援機関との更なる連携が必要である」等を述べました。

信州の100年企業

社会経済情勢の変遷の中にあって多年にわたり事業を継続し、地域社会に貢献してきた老舗企業をご紹介します。

第13回

有限会社酢屋亀本店（長野市）

明治35年、初代青木亀吉は小諸の酢屋久左衛門商店より暖簾分けを許され現地にて醤油・味噌の醸造を始めました。その後、明治44年、現店舗を新築し醸造を始めました。大正時代には醤油・味噌の醸造の他、薪炭業や製粉業なども始め事業を拡大していきました。

戦後、二代目亀吉が再開し昭和27年に法人化を行い、「誠実、堅実」をモットーに味噌造りに力を入れました。昭和50年、三代目茂人が入社すると味噌の通信販売を開始しました。昭和60年には食味処を併設した新店舗を新設し、すや亀は、「門前みそ」の大的なれんと白壁が目印の商家造りとなっています。食味処では落ち着いた雰囲気の中でゆっくりと味噌を活かした食事メニューを味わうことができます。現社長の茂人氏はその後も「みそソフトクリーム」や家庭で焼くだけで簡単なおいしい「銀だら」、「豚ロース」の味噌漬が味わえる「こんがりシリーズ」など従来のご飯とみそ汁の概念を超えた新しいおいしさの追求と挑戦を続けています。

平成8年に開店した、善光寺仲見世通り入り口にある善光寺店では、表参道の名物になった「みそソフトクリーム」や目の前でこんがり焼きたてを出してくれる「みそ焼むすび」、門前甘酒をソフトクリームにした「甘酒ソフト」などが販売されています。

～味噌屋からみそサービス業へ～

みそづくり三代・百余年の暖簾を守りながら、みその新しい可能性に挑戦する

これからも、老舗の伝統を守り、新しい「みそ食文化」の伝道者として、すや亀にしかできないことに取り組んでいきます。

主なあゆみ

明治35年2月	初代青木亀吉、醤油屋として創業
明治44年	現本店店舗を建築
大正時代	薪炭業や製粉業を始める
昭和21年	二代目亀吉、戦地より帰り再開
昭和27年6月	法人設立「有限会社酢屋亀本店」
昭和50年	現社長入社。通信販売、野沢菜漬を開始
昭和58年	「信州・素朴な味シリーズ」を販売
昭和60年	食味処を併設した新店舗の完成
昭和61年	通販用コンピュータの導入
平成元年	みそソフトクリーム・金箔入りみそ発売
平成8年5月	善光寺店開店
平成9年2月	「善光寺門前みそ」善光寺称号御公許
平成14年2月	創業100周年を祝う
平成19年10月	中御所蔵完成
平成21年10月	事務所を本店2階に改築移動
平成25年2月	創業111年（皇寿）を祝う



有限会社酢屋亀本店

長野市西後町625

事業内容	みそサービス産業
創業年	明治35年2月
創業時の屋号	酢屋亀
創業時の事業	醤油・味噌醸造

好機逸すべからず

「ものづくり補助金」採択企業を訪ねて vol.85

株式会社ジェー・ピー・イー（上田市）

手がけた一点ものの自動機は1万9千台。
一貫体制で顧客の生産技術・品質管理を担う。

失敗を通して技術を蓄積

省力化とコストダウンを実現する自動機の開発に特化し、設計・開発から加工、組立までものづくりを一貫して手がける、ジェー・ピー・イー。

会社設立から29年にして、自動車、電気・電子、食品、医療、半導体、理化学などさまざまな業種にわたる顧客は個人から超大手まで約320社。手がけた自動機はほとんどが一点もので、その数は1万9千台にものぼります。

「我々は単なる機械屋ではなく、顧客の生産技術、品質管理のスタッフでなければならない。それが創業以来のポリシーです」と工藤武和社長。顧客の要望に臨機応変に対応できるよう、部品づくりからできる体制を作り上げてきました。現在、最新鋭マシンを含むさまざまな加工設備を揃え、金属・プラスチックの切削加工、板金、溶接など、ほとんどの加工を社内で行っています。

社員は42人。65歳以上の社員も5人活躍し、技術と経験を活かしています。

「専用機開発専門でやっていくには技術者30人前後が良い。そして、私の時間の60%を商品開発に向けると宣言し、技術者を育ててきました。開発は技術の研さんと経験がものをいう。まず失敗し、どうして失敗したのか、どうすればうまくいくのかを追究し、その経験を通して技術を蓄積していくことが大事だと考えています」

自社製品の開発にも力を入れる

さまざまな業種の自動機を手がける同社ですが、最近では自社製品の開発にも力を入れています。

そのひとつが、ぶどう、アンズなどの種抜き機。工藤社長が友人から依頼され、安価なぶどう種抜



シャインマスカット用測色判定器「カラーメイトⅡ」と樹脂製色見本



カラーメイトⅡ開発に使用した3Dプリンター

き機を作ったのがきっかけでした。

市場ニーズがある

ことが分かり、得意のロボット技術などを駆使して、大きさや形がまちまちな果実から確実に種を抜く機構を開発、製品化にこぎつけました。展示会での評判も上々。しかし「なかなか奥が深い」と、さらなる改良に挑戦中です。

ものづくり補助金に採択された「果実の表皮の色測定装置の開発」もその一環。人気の高級ぶどう、シャインマスカットは出荷時の表皮の色で品質等級グレードが決まり、全国一の生産量を誇る長野県には、最高ランクの色で統一して市場に出したいというニーズがありました。同社ではそれを受け、測定機器の開発をスタート。試作機の実験が収穫時期に限られるため、3Dプリンターを使い開発時間を短縮しました。

「カラーメイトⅡ（商品名）は表皮に光線を当てると厳密に色を判定し、音で知らせます。畑で使いやすいようボディも頑丈にし、値段も抑えました。栽培農家への普及が進めば、集荷所での判定・仕分け作業が大幅に省力化できます」。工藤社長はそう話し、装置の普及に期待しています。



出荷前の大型自動機



ロボット技術を駆使した「種抜き機」



株式会社ジェー・ピー・イー

代表 代表取締役社長 工藤武和
創業 1988（昭和63）年10月
資本金 3,500万円
本社 上田市富士山字鴻ノ巣2329-1



TEL.0268-38-3801 FAX.0268-38-3818

事業内容 専用機、省力機械、治工具等の設計・製作
および商品開発

時計で培った金属加工技術のDNAを発展させ、自動車、医療、農業の3本柱で世界を目指す。

自動車部品で世界シェアの3割を握る

小松精機工作所は1953年、腕時計部品の組立工場として創業。その後、部品加工にも手を広げ、プレス金型製造から部品加工・組立までの一貫生産体制を築きました。



ガソリン電子燃料噴射装置の先端に装着されるオリフィス

80年代初めには、腕時計部品で培った精密プレス技術を活かして情報機器分野へ進出。フロッピーディスクやハードディスクの情報を読み書きする磁気ヘッドサスペンションのプレス加工に成功し、高い生産性と品質の安定性を実現しました。

さらに80年代半ばには、切削、研磨、レーザーなどの機械加工にも対応し、自動車部品製造をスタート。ガソリン電子燃料噴射装置の先端に装着されるノズル（オリフィス）を精密プレス加工で作ることに成功します。

「オリフィスは中央に開けた微細な斜め孔からガソリンを勢いよく噴射するための重要部品。放電加工で孔を開ける方法に比べ、加工時間が100倍以上速く、圧倒的なコストダウンにもつながりました。現在、国内はもとより欧米、南米にも供給し、世界で3割のシェアを握っています」。研究開発部門を率いる小松隆史常務はそう胸を張ります。

小松常務は2002年、物質・材料研究機構（つくば市）と共同で、ステンレス材の成分を変えずに結晶粒を1ミクロン以下まで微細化する技術の研究に着手。微細加工時での形状品質安定と部品強度向上を実現した「超微細粒ステンレス鋼」の量産化に世界で初めて成功しました。この画期的な成果は医療分野への展開につながり、今後の成長が期待されています。

土壌検査装置でも画期的な開発

同社では超微細粒ステンレス鋼の検査用に磁界式センサーを使った非破壊測定器を開発。「それを土壌分析に使ってみたい、というお話を信州大

学の先生にいただいたのが、今回のものづくり補助金申請のきっかけになりました」（小松常務）。

安全・安心かつ生産性の高い農作物づくりのために欠かせない土壌検査。現在は土を溶液に入れて成分を抽出・分析するという方法で行われていますが、測定に時間がかかり、料金もかさむという課題を抱えています。

予想外の農業分野でしたが、金属用が外販の期待もあり、合わせてコストダウンも図れると試作開発に着手。カップに入れた土をセンサーの上に載せるだけで即座に測定できる装置を試作しました。大学からは「世界的に見ても画期的な開発」と高く評価されています。「ハードではなく、ソリューションを提供するというビジネスモデルを考えている」と小松常務。今後は土壌検査のシステム構築に向けた取り組みを検討しています。

「第42回グッドカンパニー大賞 グランプリ」、「ものづくり大賞NAGANO 2016 グランプリ」など受賞歴も多く、企業としての取り組みが高く評価される同社。画期的な技術開発の成果を活かし、自動車、医療、農業を3本柱に世界的にも競争力の高い企業を目指しています。



土壌レベル計測装置試作の実験環境



株式会社小松精機工作所

代表 代表取締役社長 小松 誠

創業 1953（昭和28）年

資本金 9,750万円

本社 諏訪市大字四賀桑原942-2

TEL.0266-52-6100 FAX.0266-58-0107

事業内容 精密プレス部品、各種精密機械部品の製造





「割増賃金」について

今回は、賃金の中の「割増賃金」について記載します。

1. 「割増賃金」について

「割増賃金」とは、時間外労働、休日労働、深夜労働を行った場合に支払われる賃金です。割増賃金は、【1時間当たりの賃金額】×【時間外労働、休日労働または深夜労働を行わせた時間数】×【割増賃金率】で算定します。月給制の場合、1時間当たりの賃金額については、【1か月の所定賃金額】÷【1か月の平均所定労働時間数】で算出します。この1か月の所定賃金額には、基本給のほか毎月定額で支払われる賃金を含めますが、次のようなものについては原則除きます。

原則として、1か月の所定賃金額から除外できる賃金

①家族手当、②通勤手当、③別居手当、④子女教育手当、⑤住宅手当、
⑥臨時に支払われた賃金、⑦1か月と超える期間ごとに支払われる賃金

ただし、次の手当については、内容により判断します。

①家族手当	除外できる場合	扶養家族のある労働者に対し、家族の人数に応じて支給するもの
	除外できない場合	扶養家族の有無、家族の人数に関係なく一律に支給するもの
②通勤手当	除外できる場合	通勤に要した費用に応じて支給するもの
	除外できない場合	通勤に要した費用や通勤距離に関係なく一律に支給するもの (例) 実際の通勤距離にかかわらず1日200円を支給する場合
③住宅手当	除外できる場合	住宅に要する費用に定率を乗じた額を支給するもの
	除外できない場合	住宅の形態ごとに一律に定額で支給するもの (例) 賃貸住宅居住者には2万円、持家居住者には1万円を支給する場合

2. 割増賃金を定額支給する場合の注意点

割増賃金を「役職手当」「営業手当」等、他の名目で定額支給するケースがあります。このような割増賃金の支給方法については、必ずしも違法にはなりませんが、いくつか注意が必要です。

割増賃金を「手当」等、定額支給する場合の注意点	①手当が残業代であることを明示する（就業規則、労働契約書等）
	②手当に含まれる時間外賃金（時間外労働、休日労働、深夜労働）に該当する金額、及びその労働時間数を明確にする
	③手当の金額を超える時間外労働、休日労働、深夜労働を行った場合には別途割増賃金を支給する

残業等の割増賃金をある程度見込んで年俸制を採用する場合にも、上記と同じような考え方が必要です。ぜひ1年に1度、手当等の内容も含めて割増賃金を見直しされることをお勧めします。

弁護士の話

中小企業支援と 弁護士の役割



弁護士 林 一樹

弁護士というと一般的に「敷居が高い」とか「費用がどの位かかるのかよくわからない」というようなイメージがあるようです。中小企業の方からも弁護士というのは、訴訟になってから依頼するもの、トラブルになってから頼むもので、普段はあまりお付き合いしたくないとの声を聞きます。弁護士は、訴訟以外にどんな仕事をしているのか、わかりにくいことも一つの原因かと思われます。

今回、1年間にわたり、長野県弁護士会で主に中小企業の支援を担当している委員会の弁護士がリレーで本連載を担当することとなりました。上記のような弁護士に対するイメージを払拭し、中小企業の発展に弁護士がどう支援できるのかをいくつかのテーマに分けて、説明していきたいと思います。

第1回は、長野県弁護士会の中小企業支援対策部会委員をつとめている私から、弁護士の中小企業支援一般について、概要を説明したいと思います。

中小企業のライフサイクルは、主に創業→安定経営→企業拡大→事業引継の4つの段階に分けられています。本稿をお読みいただく会員の皆様は、既に2番目か3番目のサイクルかと思いますが、新しく事業を立ち上げるのも一つの創業ですので、触れておきます。

第1の創業（新規事業の立ち上げ）段階では、事業の適法性（業法、消費者保護関連法などの法的チェック）や賃貸借契約、労働契約等新規契約や組織体制のチェック等が問題となりますが、これらのチェックや指導、助言に弁護士が関わることになります。商標等の知的財産権の問題も絡んできます。

第2の安定経営の段階では、様々な法的課題が

出てきます。事業の拡大に伴って取引先との契約関係や交渉、顧客とのトラブル対応、知的財産権の管理等が必要になってきます。従業員が増える
とセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等のハラスメント問題、残業や退職等の労働問題に直面することが増えてきて、社内の内部通報制度の整備などコンプライアンス体制を構築することも重要な課題となってきます。売掛金の管理や回収も問題となり、このような場面での弁護士からの指導や助言が不可欠となります。組合の総会や株主総会の運営といった場面でもその適法性や議事運営方法にも目配りをしなければなりませんので、弁護士の助言、指導が必要となります。

第3の企業拡大段階では、他社との業務提携やM&A（合併や事業譲渡等）、海外展開といった課題に直面することになります。更に、取引も拡大し、質的にも量的にも取引に対するチェックがより一層重要になってきます。このような分野では、様々な分野の専門家や支援機関の協力が必要となり、弁護士に限らず、専門家の助言を受ける機会が増加することになります。

第4の事業引継の段階では、次の世代に如何に事業を円満に引き継ぐことができるかが大きな課題となります。日本の中小企業は、今後、多くの会社において、事業引継なり事業承継が喫緊の課題になると言われています。親族内や会社内の人材を後継者とする場合を事業承継、主にM&Aを想定した場合を事業引継と言いますが、複雑な内容にわたる場合もあり、法務及び税務にわたる専門家の関与が必要不可欠ですので、早めの相談が何よりも重要です。

また、あってはならないことですが、事業がうまくいかなかった場合の対処法も自力での解決は難しく、弁護士に相談することが重要です。

このように中小企業のライフサイクルに沿いながら、弁護士は皆様の支援にあたっていきます。どのようにして弁護士に相談を持ちかければいいのかわからないときには、中小企業団体中央会と長野県弁護士会との間では、法律相談事業に関する業務委託契約を締結しており、短時間ではありますが無料で相談できる態勢が整っていますので、是非ご利用ください。それ以外にも有料となりますが、弁護士会の法律相談センター、ひまわりほっとダイヤルの利用や顧問弁護士制度の活用といった様々な方法がありますので、気軽に声をかけてくださるようお願い致します。

以上

職場意識改善助成金 勤務間インターバル導入コース(新設)のご案内

勤務間インターバルの導入に職場意識改善助成金をご活用ください！

職場意識改善助成金に「勤務間インターバル導入コース」が新設され、平成29年度の事業について申請受付を開始いたします（事業実施承認は平成29年4月以降となります）。

働く方の健康確保とワーク・ライフ・バランスを実現するために、職場意識改善助成金（勤務間インターバル導入コース）を活用して、「勤務間インターバル」を導入しましょう。

※「勤務間インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休息期間」を設けることで、働く方の生活時間や睡眠時間を確保するものであり、健康の確保や過重労働の防止にも資するものです。

対象事業主

労働者災害補償保険の適用事業主であり、下表のAまたはBのいずれかに該当する事業主

業 種	A. 資本または出資額	B. 常時使用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
卸 売 業	1 億円以下	100人以下
そ の 他 の 業 種	3 億円以下	300人以下

※その他の要件等については、都道府県労働局雇用環境・均等部または雇用環境・均等室にご確認ください。

成果目標

すべての対象事業場において、休息時間数が9時間以上の勤務間インターバル（※）を導入すること。

※新規に勤務間インターバルを導入すること（新規導入）に加え、以下のケースも助成対象となります。

・適用範囲の拡大

既に9時間以上の勤務間インターバルを導入している事業場であって対象労働者が所属労働者の半数以下であるものについて、対象労働者の範囲を拡大し、所属労働者の半数を超える労働者を対象とする場合

・時間延長

既に9時間未満の勤務間インターバルを導入している事業場において、所属労働者の半数を超える労働者を対象として、2時間以上延長して9時間以上とした場合

支給額

成果目標を達成した場合に、支給対象となる取組（下記参照）に要した経費の一部を支給します。

補助率と上限額については、対象事業場において、「新規導入」に該当するものがある場合は 表1 により、「適用範囲の拡大」または「時間延長」のみの場合は 表2 により、最も短い休息時間数に応じたものとなります。

	（表1）新規導入に該当するものがある場合		（表2）適用範囲の拡大・時間延長のみの場合	
休息時間数	補助率	1 企業当たりの上限額	補助率	1 企業当たりの上限額
9 時間以上 11 時間未満	3 / 4	40 万円	3 / 4	20 万円
11 時間以上	3 / 4	50 万円	3 / 4	25 万円

支給対象となる取組

いずれか1つ以上実施してください。（注）事業実施承認前の取組は支給対象外となります

- 就業規則・労使協定等の作成・変更
- 外部専門家によるコンサルティング
- 労務管理担当者に対する研修
- 労務管理用ソフトウェア・機器の導入・更新
- 労働者に対する研修、周知・啓発
- 勤務間インターバル導入のための機器等の導入・更新

お問い合わせ先

長野労働局雇用環境・均等室 Tel：026-223-0551

ETC

各種サービスのご紹介

大口・多頻度割引制度（後払制度）

日本高速道路(株)発行の ETC コーポレートカードを使用して、ETC システムにより高速道路通行料金を支払う組合員に対し利用実績に応じて割引されます。
但し、1 台月額 3 万円以上となります。

法人会員の ETC カードによる割引制度（後払制度）

上記、大口・多頻度割引制度に該当しない組合員のために当組合の ETC クレジットカードを使用して、利用実績に応じてマイレージ割引をいたします。

ITS-TEA
一般財団法人 ITS サービス高度化機構

ETC 車載器の
販売、セットアップ
できます。

申込み・問い合わせは
(協) 長野県商工振興会
<http://www.alps.or.jp/shoko/>
〒380-0936 長野市岡田 131-10 中小企業会館内
TEL(026)291-4567 / FAX(026)228-3511

ながの共済
傷害共済



経営者の労災24時間

中小企業経営者のベストパートナー

経営者傷害共済 (傷害共済K型)

企業防衛の第一歩は、経営者への備えから!

ケガによる死亡補償

2,000[※]万円

後遺障害・入院・通院も対象となります。

※満75歳以上の方は、1,000万円となります。

詳細はパンフレットをご覧ください。

- 24時間補償 ●業種や職種、年齢にかかわらず一律の共済掛金
- 法人で負担した共済掛金は損金計上可能

継続は
85歳まで!

ながの共済

長野県福祉共済協同組合

〒380-0936 長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階

☎0120-86-9431

【北信支部】長野市中御所岡田131-10 長野県中小企業会館3階
【東信支部】上田市常田2丁目20-26 トキダビル3階
【中信支部】松本市中央1丁目23-1 松本商工会館3階
【南信支部】諏訪市高島2丁目1201-40 RAKO華乃井ホテル バレス1階
【飯田支所】飯田市主税町3-1 いいだ会館3階

TEL.026(269)0885
TEL.0268(24)1789
TEL.0263(33)0510
TEL.0266(78)4033
TEL.0265(24)7099

三井生命保険株式会社

生命保険団体扱オーナーズプランのご案内

BESTパートナー
三井生命



「経営者のリスクマネジメント」を目的に
組合員がご契約者となる生命保険契約です。

Owner's
Plan

長野県中小企業団体中央会の会員組合の組合員
がご契約者の場合、団体扱*となり、一般扱(口座
振替扱月払等)よりも **割安な保険料** で
ご契約いただけます。

* 団体扱とは、長野県中小企業団体中央会が団体扱とし
てお申し込みいただいた各保険契約の保険料を取り
まとめ、一括して当社へ払い込む取り扱いのことです。

※ 一部対象とならない商品・契約がございます。

※ 詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっ
ては、「設計書(契約概要)」「特に重要な事項のご説明(注意喚起
情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

お取り扱いの詳細は、下記までお問い合わせください。

よりそう保険。



Taiju Select
大樹 セレクト

無配当保障セレクト保険

安心できる未来のために、
今日もあなたの想いによりそう。

あなたにぴったりの保障を自由にセレクト!

詳しくは、「商品パンフレット」をご覧ください。ご検討にあたっては、「設計書(契約概要)」「
特に重要な事項のご説明(注意喚起情報)」「ご契約のしおりー約款」を必ずご覧ください。

オーナーズプランは、上記以外の商品もお取り扱いしています。詳しくは下記までお問い合わせください。

三井生命保険株式会社 松本支社

〒390-0815 長野県松本市深志 1-2-11 昭和ビル 9F TEL:0263-34-3585
<http://www.mitsui-seimei.co.jp/>

B-2017-1004 (2017.4)
使用期限 2018.3.31

平成29年度 長野県中小企業団体中央会 理事会・通常総代会開催のお知らせ

◎理 事 会 日時 平成29年4月25日(火) 午後1時 場所 長野市「ホテル信濃路」

◎通常総代会 日時 平成29年5月23日(火) 午後2時 場所 長野市「ホテルメトロポリタン長野」

※理事・総代の皆様には予め日程調整をお願いします。詳細につきましては後日ご案内致します。

長野県最低賃金総合相談支援センターの 開設について

最低賃金の引上げに取り組む中小企業への支援策として、長野県最低賃金総合支援センターでは、生産性向上等の経営改善と労働時間制度・賃金制度等労働条件管理に関する相談を4月3日からスタートしました。

この事業は、国（長野労働局）の委託事業（専門家派遣・相談等支援事業）として実施するもので相談に無料で応じるものです。

当センターには、コーディネーターが常駐しておりますので、お気軽にご相談ください。

実施期間：平成29年4月3日（月）～平成30年3月30日（金）

開 設 日：月曜日～金曜日 但し年末年始（12月29日～1月3日）は除く。

開設時間：9時00分～17時00分（原則）

※開所時間の繰り上げ・閉所時間の繰り下げの日もあります。

長野最低賃金総合相談支援センター

長野市中御所岡田131-10 中小企業会館4F

担当コーディネーター 山田貞吉・菅原宗男

フリーアクセス 0800-800-3028（又はTEL:026-228-1171）

☆働きやすい職場環境づくり

「企業の社会的責任（CSR）」を果たすとともに「あらゆる差別の撤廃と人権教育の推進」に邁進しましょう。

地球に優しい企業人の皆様へ

“あなたにもできる。

ライフスタイルの見直しで、
1人1日1kgのCO₂削減”

わが社にも退職金制度！
「中退共」は、中小企業のための国の退職金制度です。掛金助成や税法上の優遇が受けられ、社外積立だから管理も簡単。退職金はぜひ中退共におまかせください。
（お問合せ先）勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
03(6907)1234

知恵と力を合わせて信州を元気に

中小企業レポート

MONTHLY REPORT

2017

4

No.485

第485号 平成29年4月10日発行
購読料年間3,000円（消費税・送料込み）
発行人 佐々木正孝

発行所 長野県中小企業団体中央会
長野市中御所岡田町131-10
長野県中小企業会館内4F
TEL.026-228-1171

印刷所 カシヨ株式会社

地域の中小企業を、 もっと前へ。

魅力ある資源や地元で育まれたノウハウで、地域経済を盛り上げる中小企業のみなさま。

商工中金は積み重ねてきたノウハウをもとに、地域の関係機関と連携しながら、

みなさまの夢をしっかりとバックアップし、豊かな地域社会の実現に貢献していきます。

商工中金

長野支店 〒380-0814 長野市西鶴賀町1483-11

●長野電鉄権堂駅下車（勤労者女性会館しなのき隣）

TEL:026-234-0145

諏訪支店 〒392-0026 諏訪市大手1-14-6

●上諏訪並木通り

TEL:0266-52-6600

松本支店 〒390-0811 松本市中央2-1-27

●松本郵便局筋向い（松本本町第一生命ビル1階）

TEL:0263-35-6211

おかげさまで80周年



商工中金は、国とともに、中小企業をサポートする公的金融機関です。
お客さまとともに、地域活性化に全国で取り組んでいます。



人を思う。未来を思う。

商工中金